

松本市立鎌田中学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の人権と教育を受ける権利を著しく侵害し、生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、いじめを行う生徒も、いじめを受ける生徒も、心身の健全な成長に重大な影響を与えるものである。

そこで、全教職員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との基本認識を持ち、教育に携わる者としての責務を全力で果たさなければならない。

本校では、生徒が安心・安全で楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校教育目標の一つ、「他人の心の痛みのわかる生徒」の具現化に向け、また、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、「松本市立鎌田中学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第一章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある者が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止等の対策の方向

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、よりよい人間関係を築き、安心して学校生活を送ることができるよう、未然防止に努める。
- (2) 未然防止にあたっては、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組めるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 生徒を多くの大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整えることで、早期発見、早期対応に努める。
- (4) 万一いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に考え、生徒の気持ちに寄り添い、学校、保護者、その他関係者が連携して支援、指導にあたる。
- (5) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

3 いじめ防止

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との基本認識に立ち、根本的にいじめ問題を克服するため、以下の点について取り組んでいく。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知。
年度初めに、また、継続的に、学級、学年や部活動の各部に対して行う。
状況に応じて、学年集会や全校集会等を開く。

(2) 「いじめとは何か」「いじめを無くすためにどうしたらよいか」について考える場を設定する。(傍観者に対する内容も含む)。

- 人権教育の授業、講演会などで実感し、考えをまとめられるようにする。
- 道徳の授業を通じ、いじめ防止につながる道徳的価値を涵養する。
- 各教科で関連する内容を扱う際、焦点的に学習できるようにする。
- 学級通信や学年通信などで、機を逃さず問題提起し、日常的、継続的に学習できるようにする。
- 学年、学級PTAなどを通じ、保護者と話し合う機会をつくる。

(3) 生徒理解を深め、信頼関係を構築する。

- 生活記録や生徒との面談を通して、生徒一人一人の性格や嗜好、日常生活の様子などを把握する。
- 家庭訪問や保護者懇談により、保護者の子どもに対する考え方や日頃の接し方などを把握する。
- 集団の中で、生徒一人一人の様子に注意し、日常的に声をかけ、また、話を聞くようにする。
- 教職員は、生徒の立場や思いを十分に理解し温かく接するとともに、必要なときは毅然とした指導を行うことで、より良い信頼関係を構築する。

(4) 職員間の連携・研修の充実

- 学年会や職員会などで、気になる生徒の情報を共有する。
- 共有した情報をもとに、教科とも連携し、全職員で対応する。
- 専門家などによる研修を行い、いじめ防止に対する理解を深め対処法を学ぶ。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 休み時間や昼休み、放課後などに積極的に生徒と交流し、生徒の姿に気を配る。
- 多くの教師が様々な場面で生徒にかかわり、その情報を共有することで、発見の機会を多くする。
- いじめを含めた悩みごとに関するアンケート調査を計画的に行う。
- いじめを訴えることは人権と生命を守ることにつながる大切な行動であることを日頃から指導しておく。
- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを知らせる。
- ・スクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を知らせる。
- ・相談機関の電話番号やメールアドレスなど、様々な相談方法を知らせる。
- ・いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを家庭に知らせ、いじめの発見に協力を求める。

第二章 いじめへの対応

いじめの防止等に関する対応を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」第22条に則り、いじめ対策に関わる委員会を設置する。委員会の名称は「生徒指導委員会」とし生徒指導主事、学年主任、教務主任、教頭をもって構成する。但し、必要に応じて、関係教職員、スクールカウンセラー、学校評議員、PTA代表を加え、対応にあたる。

1 いじめが起きたとの対応

(1) いじめられた生徒に対して

○ 生徒に対して

- ・いじめを受けた生徒の立場に って容的事実確認 をする とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」秘密を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてことを伝える。
- ・自信をもたせる言葉かけなど、自尊感情高めよう配慮する。

○ 保護者に対して

- ・発見したその日うちに、家庭訪問等で保護者面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携ながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細ことでも相談していただくよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

○ 生徒に対して

- ・複数の教職員で事実確認を慎重に行う。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤立感や疎外を与えないようにするなど、一定の教育配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた側の気持ちを認識させる。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。

○ 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(3) いじめが起きた集団への指導

- ・いじめを見ていた、知っていた生徒には、自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてよう伝える。
- ・はやし立てたり同調していた生徒には、行為がいじめ加担するものであることを理解させ、十分

に指導をする。

・集団全体が「いじめをなくしてこう」という態度が養えるよう指導する。

(4) いじめ対応の基本

○「一人で抱え込まず、チームで対応」

- ・情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、ホウ・レン・ソウ。
- ・迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対応する。
- ・事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- ・情報提供者の秘密を厳守する。

○「被害生徒を守り通す」

- ・被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- ・いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。

○「いじめは絶対許さない」

- ・加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

2 ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

○ 主な内容《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- ・掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- ・電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- ・特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- ・誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- ・「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- ・「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずし、悪口や不適切な画像を送ったりする。

○ ネットいじめの特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合

は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

3 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケース。

- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

(2) 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかに「教務会」を中核とした「危機対応チーム(危機管理委員会)」を立ち上げる。この際、学校長を委員長とする。
- ・関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関(消防・警察・教育委員会等)への緊急連絡と支援の要請を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査委員会の設置

速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・調査の母体は、「生徒指導委員会」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

イ 組織の構成

- ・公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図る。

※(長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照)

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応のしたかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聞き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聞き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」(県教育委員会)を参考として実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

※この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・アンケート調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(7) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第三章 その他

この「学校いじめ基本方針」は、「生徒指導委員会」および「生徒指導係」、「職員会議」において、適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ修正等を加えるものとする。

令和7年4月1日

※以降、年度途中または年度末に見直し、実態に即したものに常にアップグレードしていく。